

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和3年10月21日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：アクロスプラザ武雄B

所在地：佐賀県武雄市武雄町大字富岡12509番1 外8筆

(2) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前)

No	名称	代表者氏名	住所
1	株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎 260-1
2	青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番 5号
3	株式会社チヨダ	代表取締役 杉山 忠雄	東京都杉並区荻窪四丁目30番 16号
4	株式会社ブリスにしやま	代表取締役 西山 晴男	佐賀県西松浦郡有田町蔵宿丙 4050番地1
5	肥前通運株式会社	代表取締役 愛野 辰昭	佐賀県武雄市北方町大字志久 1936番地1

(変更後)

No	名称	代表者氏名	住所	変更点
1	株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つくば市小野崎 260-1	
2	青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町一丁 目3番5号	

3	株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目 30番16号	代表者の 氏名変更
4	株式会社ブリスに しやま	代表取締役 西山 晴男	佐賀県西松浦郡有田町蔵 宿丙 4050 番地 1	
5	肥前通運株式会社	代表取締役 愛野 辰昭	佐賀県武雄市北方町大字 志久 1936 番地 1	

2 届出年月日

令和3年10月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和3年10月21日から

令和4年2月21日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）に到着するよう提出してください。